

IV 地域保健課の業務概要

地域保健課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業、難病対策事業等を担当し、住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを提供し地域の支援体制を推進するため、各課と協力し、管内の市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進した。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健課・疾病対策課に配属され、公衆衛生対策の窓口として保健活動を行っている。

本事業においては、管内市及び保健所の保健師活動状況の把握と資質向上のために管内保健師業務連絡研修会等を開催した。

(1) 管内概況

令和3年4月1日現在の管内保健師就業状況は、保健所10人、習志野市45人、八千代市41人、鎌ヶ谷市32人の計128人である。保健所保健師は、長期療養児の保健指導、結核・感染症対策、難病対策、エイズ対策等専門的な保健サービスを提供するとともに、市の求めに応じて専門的な相談や助言に努めている。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和3年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和元年度	128	12	76	17	13	10
令和2年度	127	9	78	18	12	10
令和3年度	128	10	78	16	12	12
習志野市	45	-	30	4	6	5
八千代市	41	-	29	5	5	2
鎌ヶ谷市	32	-	19	7	1	5

(2) 保健所保健師活動

家庭訪問等個別指導状況については表1-(2)のとおり。

保健・医療・福祉党の関係者で連携しながら協議を行い、患者家族がよりよい療養生活を送れるようにするため、個別指導を行った。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、訪問件数等は減少している。

表1-(2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和4年3月31日現在)

(単位：件)

種別	区分		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	家庭訪問		面接		電話	メール	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲：会議)
総数	96	134	69	131	82,240	0	1,322(0)
感染症	59	59	6	12	40,819	0	1,310(0)
結核	23	51	14	41	582	0	7(0)
精神障害	0	0	1	1	10	0	0(0)
長期療養児	3	3	37	54	161	0	5(0)
難病	11	21	10	22	200	10	0(0)
生活習慣病	0	0	0	0	0	0	0(0)
その他の疾病	0	0	0	0	7	84	0(0)
妊産婦	0	0	0	0	0	0	0(0)
低出生体重児 (未熟児)	0	0	0	0	0	0	0(0)
乳幼児	0	0	0	0	6	0	0(0)
その他	0	0	0	0	40,455	0	0(0)
訪問延世帯数	96	134					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和3年12月15日	管内新任期保健師研修	対象者：新任期1~2年目の保健師	14人

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和3年4月23日	1. 現任教育について 2. その他 (HIV検査業務、研究会開催日について 等)	11人
令和3年11月9日	1. 現任教育について 2. その他 (保健師活動業務集録、研究会開催日について等)	10人
令和4年3月10日	令和4年度事業計画について	6人

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
	中止 (当番保健所：他保健所)	

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和3年12月10日	「災害時の地域連携について ～新型コロナウイルス感染症の経験を通して～」 ・各機関の取り組み状況 ・グループワーク	26人

2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、管内市および関係機関と連携し切れ目ない支援の推進を行う。

特定不妊治療助成事業においては、助成申請の受理・審査を行い、不妊相談希望者には相談窓口等の相談機関を紹介し個別支援を行った。

(1) 母子保健推進協議会

管内の母子保健が効果的に推進できるよう、管内母子に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うために、実施体制等について協議を行う。

表 2 - (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
		新型コロナウイルス感染症対応業務のため中止

(2) 母子保健従事者研修会

管内の母子保健関係従事者に対し、資質の向上と関係機関の相互の連携を図ることを目的とした研修会を開催する。

表 2 - (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
産後の母とのかかわり方	令和4年1月19日～令和4年4月30日	動画再生回数 196回 アンケート回答 43件	母の気持ち、子どもの発達、支援者として不可欠な視点や自身を理解することの必要性について（You Tube で配信）

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

母子保健事業に関する情報交換及び課題の抽出を目的に母子保健担当者会議を開催する。

表 2 - (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
		新型コロナウイルス感染症対応業務のため中止

(4) 人工妊娠中絶届出

千葉県産婦人科医学会より、管内市の千葉県産婦人科医学会に属する医療機関で行った不妊手術・人工妊娠中絶に関する届け出が提出される。総数は過去3年と比べて減少傾向である。

表2-(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
			総数	20歳未満	20歳以上24歳未満	25歳以上29歳未満	30歳以上34歳未満	35歳以上39歳未満	40歳以上44歳未満	45歳以上49歳未満	50歳以上	不詳
総数	293	307	252	20	52	40	48	61	28	3	0	0
満7週以前	136	153	140	9	26	26	24	37	17	1	0	0
満8週～満11週	145	136	99	10	25	13	20	22	8	1	0	0
満12週～満15週	6	7	8	1	0	1	2	2	1	1	0	0
満16週～満19週	3	7	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
満20週～満21週	3	4	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）対象者に千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく経費の助成を平成17年1月から実施している。令和2年度に国において制度拡充が決定したため、千葉県でも同様に助成制度の拡充を行った。

表2-(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和元年度	312	492	95	153	2(2)	242
令和2年度	270	405	73	142	0(1)	190
令和3年度	532	917	134	333	1(2)	449
A市	222	403	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
B市	217	361				
C市	93	153				

(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援にかかる医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担の軽減を図った。

対象者は18歳未満の児童（継続認定者は、20歳の誕生日前日まで）で、対象疾患は令和3年11月1日より26疾患が追加されたことに伴い、16疾患群788疾病である。（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）

表2－(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市
総 数	396	454	392	142	149	101
1 悪性新生物	60	69	57	14	31	12
2 慢性腎疾患	25	26	23	9	9	5
3 慢性呼吸器疾患	27	31	20	8	5	7
4 慢性心疾患	50	55	55	21	22	12
5 内分泌疾患	77	87	75	31	25	19
6 膠原病	16	17	13	5	5	3
7 糖尿病	36	40	33	4	16	13
8 先天性代謝異常	9	12	5	1	2	2
9 血液疾患	14	14	15	10	3	2
10 免疫疾患	4	3	0	0	0	0
11 神経・筋疾患	34	45	48	22	14	12
12 慢性消化器疾患	29	34	26	10	10	6
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	12	15	16	5	5	6
14 皮膚疾患	0	1	1	0	0	1
15 骨系統疾患	3	4	4	2	1	1
16 脈管系統疾患	0	1	1	0	1	0

(7) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、業務は縮小している。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2-(7)-ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
			新型コロナウイルス感染症対応業務のため中止

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(7)-イ 療育相談指導内容（単位：人）

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数（延）	2	10	15
家 庭 看 護 指 導	2	5	11
食 事 ・ 栄 養 指 導	2	5	8
歯 科 保 健 指 導	2	1	3
福 祉 制 度 の 紹 介	2	6	10
精 神 的 支 援	1	7	8
学 校 と の 連 絡	1	2	4
家 族 会 等 の 紹 介	1	5	7
そ の 他	0	0	0

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(7)-ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	30	1	3
慢性呼吸器疾患	15	1	1
神経・筋疾患	6	0	1
染色体又は遺伝に変化を伴う症候群	4	0	0
骨系統疾患	0	0	0
内分泌疾患	0	0	0
先天性代謝異常	1	0	0
その他	4	0	1

エ 窓口相談事業

表 2 - (7) - エ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相 談 者 数 (延)	230	29	53
申 請 等	93	16	23
医 療	38	4	19
家 庭 看 護	74	9	6
福 祉 制 度	7	0	3
就 労	0	0	0
就 学	11	0	1
食 事 ・ 栄 養	0	0	1
歯 科	1	0	0
そ の 他	6	0	0

オ 訪問相談員派遣事業

表 2 - (7) - オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	実施なし			
令和 2 年度				
令和 3 年度				

(8) 療育の給付制度

児童福祉法第 21 条の 9 の規定に基づき、結核に罹患し入院加療が必要な 18 歳未満の児童に対し医療、学習及び療養生活に必要な物品を給付するものである。令和元年度から令和 3 年度まで申請はなし。

(9) 思春期保健相談事業

思春期の課題を抱える子や、児の育てにくさ等に悩む保護者、その家族を支える人たちの相談として、保護者の負担軽減・虐待の早期発見・予防を目的とし、毎月 1 回相談を行う。

表 2 - (9) - ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
			実施なし

表 2 - (9) - イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
			実施なし

表 2 - (9) - ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
思春期相談	5	8	幼児期から思春期の子を持つ保護者や支援者	臨床心理士による相談を毎月 1 回行う。

(1 0) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について
平成 31 年度より、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金の支給を行う。

表 2 - (1 0) 管内居住者からの相談及び請求受付件数 (保健所受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数 (延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和元年度		1	1	0	1
令和2年度		1	2	1	3
令和3年度		0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

3 成人・老人保健事業

がん検診の受診率向上のため、がん及びがん検診に関する知識の習得を目的に、市川保健所と隔年でがん検診推進員育成講習会を開催している。令和 3 年度は当所が担当年。

(1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等 (以下「推進員等」という。) に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表 3 - (1) がん検診推進員育成講習会

開 催 年 月 日	参 加 者 数	内 容
		新型コロナウイルス感染症対応業務のため中止

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実することを目的に、健康教育及び健康相談を行った。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象都市、保健師等が電話相談に応じる。

表 4 - (1) 健康相談実施状況 (電話)

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総 数
令和元年度	8	1	9
令和2年度	4	17	21
令和3年度	11	25	36

5 総合的な自殺対策推進事業

平成 28 年 4 月自殺対策基本法が改正となり、都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定している。管内市での自殺対策事業が円滑に行われるよう、各種相談窓口の周知・案内に努め、関連パンフレットの配架等を行っている。精神保健福祉相談や各関係機関との連携の中で心の健康づくりの推進や普及啓発を行っている。

6 地域・職域連携推進事業

広域的な地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため習志野・船橋 地域・職域連携推進協議会を平成 19 年に設定している。平成 28 年度からは船橋圏域に協議会が設置されたため、習志野地域・職域連携推進協議会と名称を変更している。

令和元年度からは働く人々の高齢化により転倒災害が多いということから「フレイル予防を意識した生活習慣病予防対策」をテーマに協議している。

表 6 - (1) 習志野地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主 な 内 容
		新型コロナウイルス感染症対応のため中止

表 6 - (2) 習志野地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年10月26日	9人	1 これまでの協議会の取り組みについて 2 働く世代からのフレイル予防について 3 令和3年度の取組み及び次年度の方針について

表 6 - (3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
	新型コロナウイルス感染症対応のため中止

7 栄養改善事業

管内では壮年期の肥満の割合が高く、心疾患、脳血管疾患などの循環器系疾患が医療費や死因の上位である。それらを背景とした食に起因する健康課題を改善することを目的に健康教育を実施し、望ましい食生活の普及定着を図った。

また、健康増進法に基づく給食施設への指導、食品に関する表示や飲食店における栄養成分表示等の指導及び普及啓発を行うなど食環境整備に努めた。

なお、国民（県民）健康・栄養調査の実施は令和4年度へ延期となった。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

住民の生活習慣病予防及び健康づくりのために、来所・電話による個別指導の実施及び広報活動により正しい知識の普及・啓発に努めた。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、住民や関係者を対象とした講習会・研修会の実施は中止し、リーフレット等による情報提供を行った。

表 7 - (1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

(単位：人)

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	(再掲) 訪問に よる 栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運 動 指 導	休養 指導	禁煙 指導	その 他	栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運 動 指 導	休養 指導	禁煙 指導	その 他
実施数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	/	/	/	/	0
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児 を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	3
(再掲) 医療機関等へ委託	妊産婦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳幼児	—	—	—	/	/	/	/	—	—	—	/	/	/	/	—
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児 を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20歳以上 (妊産婦を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ア 病態別個別指導

表 7 - (1) - ア 病態別個別指導状況 (単位：人)

種別	区分	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 一 疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		8	0	1	0	0	7
病態別運動指導		0	0	0	0	0	0

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止	—	—	—	—

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止	—	—	—	—

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - (1) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
国民健康・栄養調査 中止 県民健康・栄養調査 中止	—	—

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - (1) - オ - (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談 食品数	延相談 件数	回数	延対象 者数	内容 （講習会等）
特別用途食品及び特定保健用食品について		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
食品表示基準 について （保健事項）	栄養成分	23	23	1	57	情報提供
	特定保健用食品	0	0	0	0	
	栄養機能食品	0	0	0	0	
	機能性表示食品	0	0	0	0	
	その他※	0	0	0	0	
健康増進法第 6 5 条第 1 項 （虚偽誇大広告）		0	0	0	0	
その他一般食品について （いわゆる健康食品を含む）		0	0	0	0	
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		延相談件数	回数	延対象 者数	内容 （講習会等）	
特別用途食品及び特定保健用食品について			0(0)	0(0)	0(0)	
食品表示基準 について （保健事項）	栄養成分		0	1	6	学生実習
	特定保健用食品		0	0	0	
	栄養機能食品		0	0	0	
	機能性表示食品		0	0	0	
	その他※		0	0	0	
健康増進法第 6 5 条第 1 項 （虚偽誇大広告）			0	0	0	
その他一般食品について （いわゆる健康食品を含む）			0	0	0	

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合（特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く）

表 7 - (1) - オ - (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	2(0)	2(0)
	機能性表示食品	0	0
	その他	0	0
健康増進法第 6 5 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		0	0
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む。() 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7 - (1) - オ - (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
0 (0)	0 (0)	0 (0)

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7 - (1) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
食生活に関する指導	9	情報提供(肥満予防、減塩、野菜摂取)	2	392

(2) 給食施設指導

管内給食施設 199 施設に対し、栄養管理の質の向上を図るために個別巡回指導を行ったほか、給食施設管理者及び従事者を対象に衛生管理、栄養管理、災害対策に関する情報提供を行い、適切な給食運営を支援した。

給食施設状況

表 7 - (2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらもいる 施設			栄養士のみ いる施設		管理 栄養士 どちらも いない 施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師の いる施設		調理師 の いない 施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
199	55	68	53	130	105	59	68	32	9	45	173	393	26	189	142

ア 給食施設指導状況

表 7 - (2) - ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1 回 300 食 以上 又は 1 日 750 食 以上	1 回 100 食 以上 又は 1 日 250 食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	43	8	23	12
		その他指導施設数	151	39	75	37
	喫食者への栄養・運動指導延人員		—	—	—	—
集団指導	給食管理指導	回数	2	2	2	2
		延施設数	392	106	204	82
	喫食者への 栄養運動指導	回数	—	—	—	—
		延人員	—	—	—	—

イ 給食施設個別巡回指導

表 7 - (2) - イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合 計	199	43	55	10	53	15	59	8	32	10
指定施設①	計	9	2		7					
	学校									
	病院	9	2		7					
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
300食/回, 750食/日以上 (指定施設①を除く) ②	計	44	8	15	1	12	6	13	1	4
	学校	32	7	15	1	5	5	9	1	3
	病院	3				3				
	介護老人保健施設	1				1				
	介護医療院	1								1
	老人福祉施設	1				1				
	児童福祉施設	2	1			1	1	1		
	社会福祉施設									
	事業所	4				1		3		
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
100食/回, 250食/日以上 (①、②を除く)	計	104	23	30	6	29	9	31	2	14
	学校	6	1	2				1		3
	病院	9		3		6				
	介護老人保健施設	5	1	4		1	1			
	介護医療院									
	老人福祉施設	19	9	6	3	12	6	1		
	児童福祉施設	53	10	14	3	8	1	26	2	5
	社会福祉施設	2	1	1		1	1			
	事業所	7	1			1		1		5
	寄宿舍	1						1		
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他	2						1		1	
その他の給食施設	計	42	12	8	3	5		15	5	14
	学校	1						1		
	病院									
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設	8	2	3	1	1		3	1	1
	児童福祉施設	11	3	4	1	2		3	1	2
	社会福祉施設	6	1					5	1	1
	事業所	3	1							3
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他	13	5	1	1	2		3	2	7	

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導 （単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	6	5	38
指導数	13	3	10

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
情報提供	令和3年5月8日	給食施設管理者・従事者	196	食品衛生のしおり、グー・パー・食生活ガイドブック概要版、資料「習志野保健所管内（特定）給食施設における新型コロナウイルス感染症予防について」ほか
情報提供	令和3年10月28日	給食施設管理者・従事者	196	資料「肥満傾向児（者）の割合」「With コロナ時代に運動不足による健康二次被害を予防するために」「大規模災害に備えた防災栄養について」、リーフレット「ふやそう野菜へらそう塩」「Work+10」

（3）健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

令和3年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数※	
5	0	93	5

※ 令和2年度の登録要件改正により、令和3年9月30日をもって自動的に登録終了となった件数を含む。

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導		5		2	3		0
集団指導	0	0	0	0	0	0	0
合 計		5		2	3		0

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
習志野保健所管内 集団給食協議会	68	給食施設業務の向上を推進し、喫食者の健康増進を図ることを目的に、研修会の開催、会員施設間の親睦・交流等を行う	総会（書面決議）及び理事会への出席、事業企画及び会報の発行に関する指導・助言	63
習志野保健所管内 調理師会	210	調理師の資質向上、調理技術の発展を目指す活動を行う	実績なし	—
鎌ヶ谷市食生活改善協議会	55	地域住民の食生活改善を目的に地域に根差した活動を行う	実績なし	—

(5) 市町村への技術・助言支援等

表 7 - (5) - ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
習志野市学校給食運営委員会 (書面議決)	令和 3 年 7 月 14 日	習志野市	15	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度学校給食基本方針について ・令和 3 年度学校給食運営予算について ・令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対策について ・物資選定について
	令和 4 年 2 月 4 日	習志野市	15	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度学校給食関係決算について ・令和 3 年度学校給食事業実施状況について ・令和 3 年度学校給食基本方針に対する取組みについて
八千代市学校給食センター運営委員会 (書面議決)	令和 3 年 7 月 30 日	八千代市	13	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度事業報告について ・令和 3 年度事業状況について
鎌ヶ谷市学校給食センター運営委員会 (書面議決)	令和 3 年 8 月 17 日	鎌ヶ谷市	11	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度学校給食センターの運営について ・令和 2 年度学校給食センターPFI 事業モニタリングについて ・令和 3 年度学校給食全体計画について
	令和 4 年 2 月 28 日	鎌ヶ谷市	12	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度学校給食センターの運営状況について ・令和 3 年度学校給食センター第 1・2・3 四半期 PFI 事業モニタリングについて ・令和 4 年度学校給食全体計画について
八千代市学校給食食物アレルギー対応委員会	令和 3 年 6 月 30 日	八千代市	16	学校給食における食物アレルギー対応品目の改定について等

表 7 - (5) - イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士業務連絡会	1	10	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報交換「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について」 (2) 情報交換「栄養関係事業の実施について」

(6) 調理師試験及び免許関係

表 7 - (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位: 名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和元年度	69	53	76.8	101	27	23
令和2年度	59	40	67.8	84	18	20
令和3年度	55	40	72.7	100	19	17

(7) その他 (各保健所の独自事業)

表 7 - (7) その他 (各保健所の独自事業)

名 称	日数	参加実人員	主な内容
栄養士養成施設学生実習	1	3校6人	講義「保健所における栄養改善業務について」等

8 歯科保健事業

歯・口腔内の健康の維持増進を図るために、管内市と連絡調整を行った。また、難病及び障害者等歯科保健サービス事業は隔年で実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度の実施は延期した。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられており、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

管内には習志野市内に1施設、八千代市内に4施設、鎌ヶ谷市内に1施設、計6施設の精神科病院(計1,454床の精神病床)がある。

表 9 - (1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院届 (家族等 の同意)	応急入 院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症 状消 退 届	措置入 院定期 病状報 告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
令和元年度	742	0	684	16	1	464	3
令和2年度	628	0	637	14	4	509	0
令和3年度	600	0	588	22	5	534	0

※ その他は、転院許可申請(1)件、仮退院申請(1)件、再入院届(1)件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法第 22 条から第 26 条に基づいた申請・通報を受理し、措置診察の必要性を判断するための事前調査を保健所で行っている。措置診察が必要と判断された者については、同法第 27 条及び第 29 条の 2 の規定に基づいて、指定医による診察を行い、措置入院及び緊急措置入院の要否が判断される。措置入院が必要とされた者に対して、同法第 29 条の 2 の 2 にて移送を行っている。

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・ 通報 届出 件数	診療の 必要が ないと 認めた者	法第 27 条の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の診察を 受けた者			法第 29 条の 2 の 2 の 移送業務		
			法第 29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第 29 条の 2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1 次 移送	2 次 移送	3 次 移送
令和元年度	130(82)	65(47)	57(32)	1(1)	2(0)	11(5)	3(2)	1(0)	0	0	33(20)
令和2年度	92(59)	45(31)	42(24)	2(2)	3(2)	8(5)	0	1(0)	0	0	21(13)
令和3年度	116(77)	49(34)	60(39)	0	3(2)	12(8)	0	4(2)	0	0	21(12)
法第 22 条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 23 条 警察官からの通報	59(37)	6(5)	47(28)	0	2(2)	12(8)	0	4(2)	0	0	20(11)
法第 24 条 検察官からの通報	18(11)	5(1)	12(10)	0	1(0)	0	0	0	0	0	0
法第 25 条 保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条 矯正施設の長からの通報	38(28)	38(28)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 2 精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 26 条の 3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 27 条第 2 項 申請通報に基づかない診察	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)

- ※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計
- 2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数
- 3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送
- 4 () は中核市(船橋市)分の再掲

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統合 失調 症等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
令和元年度		64	46	6	4	0	2	1	1	1	3	0	0	0	0	0
令和2年度		47	35	7	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
令和3年度		67	49	6	2	2	1	2	0	1	2	1	0	0	0	1
診察 実施	要措置	60	46	5	2	2	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0
	不要措置	7	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 4名
 2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名
 3 その他には病名不詳を含む。
 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和元年度	1	1	0	0	0
令和2年度	6	6	0	0	0
令和3年度	4	4	0	0	0

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	66	39	27	0	0	17	39	10	0	137
電話	115	79	36	0	14	26	60	15	0	1,333

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるものの、本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちのいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院をさせるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位：件)

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健福祉担当職員による随時の相談（面接及び電話）・訪問とあわせ、精神科医による定例相談を月3回設けている。定例相談の内2回は八千代・鎌ヶ谷への出張相談としている。

表9－(4)－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
偶数月 第1 火曜日 奇数月 第1 月曜日	14：00～16：00	八千代市障害者福祉センター
毎月 第2 火曜日	14：00～16：00	習志野保健所 (健康福祉センター)
毎月 第4 木曜日	14：00～16：00	鎌ヶ谷市総合福祉保健センター

表 9 - (4) - イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和元年度	201	100	101	0	11	61	104	23	2	833
令和2年度	185	103	82	0	12	42	97	34	0	490
令和3年度	193	105	87	1	9	43	104	36	1	426
習志野市	54	26	27	1	2	8	31	12	1	135
八千代市	50	32	18	0	2	9	28	11	0	102
鎌ヶ谷市	31	18	13	0	5	7	16	3	0	63
管外・不明	58	29	29	0	0	19	29	10	0	126
相談	62	26	35	1	7	13	28	13	1	105
訪問	131	79	52	0	2	30	76	23	0	321

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表 9 - (4) - ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

区分	性			
	計	男性	女性	不明
電話	6,224	3,669	2,543	12
メール	10	4	4	2

表9－(4)－エ 相談の種別（延数）（単位：件）

病名 区分	総 数	精神障害に 関する相談				中毒性精神障害 に関する相談			ギ ヤ ン ブ ル の 相 談	摂 食 障 害 の 相 談	心 の 健 康 相 談	思 春 期 の 相 談	老 年 期 の 相 談	て ん か ん	そ の 他 の 相 談	
		診 察 に 関 す る こ と	社 会 復 帰 等	生 活 支 援	そ の 他 の 相 談	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他 の 中 毒								
令和元年度	833	346	70	152	199	12	0	1	1	0	19	24	7	0	2	
令和2年度	490	243	84	104	24	4	0	0	0	4	5	2	22	0	0	
令和3年度	426	189	7	71	68	9	3	0	0	1	11	9	54	2	2	
相 談	計	105	34	2	11	20	2	0	0	0	1	9	7	17	0	2
	男	46	14	2	4	12	2	0	0	0	0	2	2	8	0	0
	女	58	20	0	7	8	0	0	0	0	0	7	5	9	0	2
	不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
訪 問	計	321	155	5	60	48	7	3	0	0	0	2	2	37	2	0
	男	186	88	5	42	21	6	1	0	0	0	0	2	19	2	0
	女	135	67	0	18	27	1	2	0	0	0	2	0	18	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－(4)－オ 援助の内容（延数）（単位：件）

種別 年度	総 数	医 学 的 指 導	受 療 援 助	生 活 指 導	生 活 支 援	社 会 復 帰 援 助	紹 介 ・ 連 絡	関 係 機 関 調 整 方 針 協 議	そ の 他
令和元年度	1,567	35	202	207	89	424	533	166	
令和2年度	1,056	50	150	124	63	239	294	136	
令和3年度	839	30	170	89	14	211	302	23	

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数（単位：件）

	支 援 計 画 対 象 者	計 画 に 基 づ く 支 援 者		
		本 人 同 意 あ り	会 議 開 催 数	
合 計	1	1	2	1
習 志 野 市	1	1	2	1
八 千 代 市	0	0	0	0
鎌 ヶ 谷 市	0	0	0	0

(5) 地域精神保健福祉関係

会議等を通じて、精神障害者の適正な医療の確保や障害福祉サービスの提供について管内市及び関係機関等との連携を図っている。令和3年においては新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定であった会議等は開催見合わせとなった。

表9-(5)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
—	—	—	

表9-(5)-イ 組織育成 (単位：件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
	支援延件数	1	1	0

(6) 心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失または心神耗弱の状態で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害)を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行っている。

表9-(6) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	5	1	1

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所(健康福祉センター)においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治療を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和元年度	207	1	58
令和2年度	106	0	36
令和3年度	214	1	27
習志野市	65	0	11
八千代市	102	0	11
鎌ヶ谷市	47	1	5

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表11-(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況

(単位：人)

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和元年度	1	0	1
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
習志野市	0	0	0
八千代市	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾患名 下段：重症(内数)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市
総 数	1	1	1	0	0	1
5 スモン	1	1	1	0	0	1

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位：件)

年度・市別 疾 病	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市
総 数	3,207	3,515	3,437	1,299	1,325	813
1 球脊髄性筋萎縮症	5	5	5	1	4	0
2 筋萎縮性側索硬化症	23	29	32	15	6	11
3 脊髄性筋萎縮症	5	4	5	2	2	1
5 進行性核上性麻痺	51	49	40	16	12	12
6 パーキンソン病	446	475	472	175	185	112
7 大脳皮質基底核変性症	7	5	9	2	2	5
8 ハンチントン病	2	1	2	0	2	0
10 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	1	0	0	1
11 重症筋無力症	79	84	84	35	31	18
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	75	79	84	28	34	22
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	9	13	13	5	5	3
15 封入体筋炎	3	3	3	0	2	1
17 多系統萎縮症	44	39	41	15	12	14
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	84	80	84	25	37	22
19 ライソゾーム病	4	5	7	3	3	1
20 副腎白質ジストロフィー	3	3	3	1	2	0
21 ミトコンドリア病	1	1	2	0	1	1
22 もやもや病	58	60	54	24	22	8
23 プリオン病	2	4	4	3	1	0
26 HTLV-1 関連脊髄症	1	1	1	1	0	0
28 全身性アミロイドーシス	7	8	8	3	1	4
30 遠位型ミオパチー	1	1	1	1	0	0
34 神経線維腫症	12	11	12	4	6	2
35 天疱瘡	10	10	10	4	4	2

36	表皮水疱症	3	3	3	2	1	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	5	5	5	2	0	3
40	高安動脈炎	17	18	18	9	3	6
41	巨細胞性動脈炎	13	16	16	9	3	4
42	結節性多発動脈炎	7	8	7	2	4	1
43	顕微鏡的多発血管炎	37	41	45	10	18	17
44	多発血管炎性肉芽腫症	12	13	10	9	1	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	17	20	19	10	5	4
46	悪性関節リウマチ	11	10	9	6	0	3
47	バージャニ病	6	6	6	0	4	2
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	1	2	1	1	0
49	全身性エリテマトーデス	245	257	253	97	100	56
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	73	79	82	25	35	22
51	全身性强皮症	114	115	110	28	49	33
52	混合性結合組織病	32	34	31	8	17	6
53	シェーグレン症候群	28	33	37	12	14	11
54	成人ステル病	10	13	14	5	4	5
55	再発性多発軟骨炎	4	4	4	1	2	1
56	ベーチェット病	44	46	39	18	12	9
57	特発性拡張型心筋症	46	53	54	12	28	14
58	肥大型心筋症	15	17	15	5	6	4
60	再生不良性貧血	27	27	22	10	6	6
61	自己免疫性溶血性貧血	5	6	5	2	1	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	2	1	0	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	69	79	70	24	31	15
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	2	1	1	0	0
65	原発性免疫不全症候群	8	11	9	6	3	0
66	IgA腎症	28	36	40	21	7	12
67	多発性嚢胞腎	29	37	41	17	10	14
68	黄色靭帯骨化症	13	21	13	8	4	1
69	後縦靭帯骨化症	87	106	92	29	40	23
70	広範脊柱管狭窄症	9	10	11	4	4	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	56	63	57	30	15	12
72	下垂体性ADH分泌異常症	12	12	12	5	6	1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	8	9	10	5	3	2
75	クッシング病	4	4	5	3	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	22	22	18	8	9	1
78	下垂体前葉機能低下症	55	57	53	18	26	9
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	4	5	4	2	2	0
82	先天性副腎低形成症	1	1	1	0	0	1
83	アジソン病	3	4	3	1	0	2
84	サルコイドーシス	60	67	60	19	30	11
85	特発性間質性肺炎	62	77	78	28	38	12
86	肺動脈性肺高血圧症	11	15	13	6	6	1
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	12	11	14	4	7	3
89	リンパ管筋腫症	7	7	7	5	2	0
90	網膜色素変性症	87	92	83	33	27	23
92	特発性門脈圧亢進症	1	2	3	2	0	1
93	原発性胆汁性胆管炎	68	68	60	19	27	14
94	原発性硬化性胆管炎	2	3	2	0	1	1
95	自己免疫性肝炎	14	15	14	7	5	2
96	クローン病	165	176	179	75	66	38
97	潰瘍性大腸炎	429	483	470	193	184	93
98	好酸球性消化管疾患	1	1	1	0	1	0
111	先天性ミオパチー	1	2	3	2	0	1
113	筋ジストロフィー	8	8	8	3	2	3
117	脊髄空洞症	3	3	1	0	1	0

118	脊髄髄膜瘤	1	1	1	0	1	0
119	アイザックス症候群	0	1	1	0	1	0
120	遺伝性ジストニア	0	1	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	1	1	0	0	1
127	前頭側頭葉変性症	5	4	5	1	1	3
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1	0	0	0	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	1	0	1	0
144	レノックス・ガストー症候群	1	1	1	1	0	0
145	ウエスト症候群	1	1	2	0	2	0
147	早期ミオクロニー脳症	1	1	1	0	1	0
158	結節性硬化症	4	4	4	1	3	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	12	17	12	1	5	6
163	特発性後天性全身性無汗症	2	3	2	1	0	1
167	マルファン症候群	2	3	2	1	0	1
171	ウイルソン病	3	3	3	1	1	1
189	無脾症候群	1	1	1	0	1	0
191	ウェルナー症候群	0	2	2	0	2	0
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1	1	0	1	0
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	1	1	1	1	0	0
203	22q11.2欠失症候群	1	1	1	0	0	1
208	修正大血管転位症	2	1	1	0	0	1
209	完全大血管転位症	1	2	2	1	1	0
210	単心室症	3	2	2	2	0	0
211	左心低形成症候群	1	1	1	0	1	0
212	三尖弁閉鎖症	2	3	3	1	2	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	2	1	0	1
215	ファロー四徴症	4	4	5	2	2	1
220	急速進行性糸球体腎炎	3	4	5	3	0	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	1	2	0	2	0
222	一次性ネフローゼ症候群	22	30	30	15	9	6
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	2	1	0	1	0
224	紫斑病性腎炎	1	1	3	2	0	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	2	0	0	0	0
227	オスラー病	2	3	3	1	0	2
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	1	1	0	1	0
235	副甲状腺機能低下症	1	2	1	0	0	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	1	1	0	0
260	シトステロール血症	1	1	1	1	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	1	1	0	1	0
263	脳髄黄色腫症	1	1	1	1	0	0
266	家族性地中海熱	0	1	1	0	0	1
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	1	1	1	0	0
271	強直性脊椎炎	8	9	12	3	6	3
276	軟骨無形成症	1	1	1	0	0	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	1	1	0	0
283	後天性赤芽球癆	3	3	3	2	0	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	2	3	0	2	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	2	2	2	1	1	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	1	1	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	3	4	4	1	2	1
300	IgG4関連疾患	8	9	10	5	0	5
306	好酸球性副鼻腔炎	38	55	61	18	25	18
318	シトリン欠損症	1	1	2	2	0	0
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	1	1	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	5	6	7	1	3	3

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 2 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位：人)

年度	総数	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市
令和元年度	14	8	6	0
令和2年度	15	10	5	0
令和3年度	16	10	5	1

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表 1 2 - (4) - ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位：人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専 門 医	家 庭 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
令和元年度	4	4	2	1	5	0	4	30
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 2 - (4) - イ - (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	1	3	1	3
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	13(電話)	45(電話)	46(電話)

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として、電話相談で対応した。

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 2 - (4) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和元年度	実施なし			人
令和2年度	実施なし			人
令和3年度	実施なし			人

ウ 医療相談事業

表 1 2 - (4) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
		実施なし			

エ 訪問指導事業

表 1 2 - (4) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総数	37	3	17
筋萎縮性側索硬化症	24	2	9
多系統萎縮症	1	0	2
パーキンソン病	2	0	2
ハンチントン病	0	0	0
大脳皮質基底核変性症	2	0	0
球脊髄性筋萎縮症	1	0	0
進行性核上性麻痺	1	0	4
脊髄小脳変性症	0	0	0
その他	6	1	0

オ 訪問診療等事業

表 1 2 - (4) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和元年度			実施なし						
令和2年度			実施なし						
令和3年度			実施なし						

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談者数(延)	37	8	20
申請等	3	1	3
医療	19	2	6
家庭看護	8	4	9
福祉制度	4	1	2
就労	1	0	0
就学	0	0	0
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	2	0	0

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内 容
		実施なし		

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人を利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	55	23	32	0	0	0
令和2年度	74	2	68	0	0	4
令和3年度	15	0	15	0	0	0

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	1	1	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0

14 市町村支援

市町村支援として、各種会議に出席し必要な助言等を行った。なお今年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、保健所と各市ともに業務縮小しながらの対応とした。

(1) 市町村への支援状況

表14- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
習志野市	ならしの子どもを守るネットワーク代表者会議	1	医	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討等			
	令和3年度習志野あじさいネットワーク会議	2	課	市内の在宅医療・介護連携を目的として関係者と協議			
	習志野市中学校区地域保健連絡会	4	保	中学校区の地域保健と学校保健の連携強化及び健康づくりの推進			
八千代市	要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	課	要保護児童等に対する支援内容の検討			
	要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	保				
	要保護児童対策地域協議会進行管理会議	3	保				
	八千代市第2次健康なまちづくりプラン推進・評価委員会	1	課	八千代市第2次健康なまちづくりプランの推進・評価			
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市児童虐待対策地域協議会実務者会議	2	保	要保護児童対策等地域協議会における虐待家庭への支援検討等			

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）